

令和2年度第1回学校給食南部センター運営委員会会議次第

日 時 令和2年5月29日(金) 午後4時～
場 所 学校給食南部センター2階 研修室

1 開 会

2 学校給食課長あいさつ

3 委 嘱 書 交 付

4 自 己 紹 介

5 条例・施行規則の説明

6 令和2年度役員の選任について

7 会長あいさつ

8 会 議 事 項

(1) 6月からの給食費の納入について(案)

(2) 令和2年度 佐久市学校給食南部センター給食会計予算(案)について

(3) 令和2年度 学校給食の実施内容(案)について

(4) その他

9 閉 会

改正

平成20年3月27日条例第24号

平成26年12月19日条例第32号

佐久市学校給食センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、学校給食調理等の業務を処理するため、学校給食センターを設置する。

(名称、位置及び給食する学校)

第2条 学校給食センターの名称、位置及び給食する学校は、次のとおりとする。

名称	位置	給食する学校
佐久市学校給食南部センター	佐久市原563番地1	野沢中学校、中込中学校、野沢小学校、泉小学校、岸野小学校、中込小学校及び佐久城山小学校
佐久市学校給食北部センター	佐久市長土呂64番地22	浅間中学校、東中学校、岩村田小学校、佐久平浅間小学校、平根小学校、中佐都小学校、高瀬小学校及び東小学校
佐久市学校給食白田センター	佐久市田口6450番地	白田中学校、白田小学校、田口小学校、青沼小学校及び切原小学校
佐久市学校給食浅科センター	佐久市甲2003番地1	浅科中学校及び浅科小学校
佐久市学校給食望月センター	佐久市協和6925番地	望月中学校及び望月小学校

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月27日条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

改正

平成20年3月28日教委規則第4号

平成25年3月29日教委規則第1号

平成25年3月29日教委規則第2号

佐久市学校給食センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 佐久市学校給食センター（以下「給食センター」という。）に次の表の左欄に掲げる課を置き、同表の右欄に掲げる係を置く。

課	係
学校給食課	学校給食南部センター事業係 学校給食北部センター事業係 学校給食臼田センター事業係 学校給食浅科センター事業係 学校給食望月センター事業係

(業務)

第3条 給食センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食の物資の購入、調理及び配送に関すること。
- (2) 学校給食用器具の管理及び整備に関すること。
- (3) 学校給食の調理の研究及び調査に関すること。
- (4) 学校給食の会計の事務に関すること。
- (5) 給食センターの設置及び統廃合に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、給食センターの運営に必要なこと。

(職員の職)

第4条 給食センターに次の職を置く。

- (1) 課長
- (2) 課長補佐又は係長
- (3) 主事又は技師
- (4) 主事補又は技師補

2 前項に規定するもののほか、教育委員会が必要と認めるときは、別に定める職を置くことができる。この場合においては、佐久市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（平成17年佐久市教育委員会規則第6号）の規定を準用する。

(職に充てる職員)

第5条 前条に規定する職は、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(課長等の職務)

第6条 課長は、上司の命を受けて給食センターの管理及び運営に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 課長補佐又は係長は、上司の命を受けて業務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。

3 主事、技師、主事補及び技師補は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(その他の職員)

第7条 給食センターに事務職員又は技術職員のほか、業務職員を置く。

2 業務職員は、上司の命を受けて給食業務に従事する。

(専決)

第8条 課長の専決事項は、佐久市教育委員会事務局処務規程（平成17年佐久市教育委員会訓令第2号）の規定を準用する。

2 学校給食課の所管に属する部長以上の職にある者の専決事項に係る決裁については、学校教育課

長に合議しなければならない。

(課長の旅行)

第9条 課長が旅行する場合は、出発の日の2日前までに教育委員会に届け出てその承認を受けなければならない。

(施設及び設備の管理)

第10条 課長は、業務を円滑に運営するため施設及び設備を正常な状態に維持するように努めなければならない。

(防災及び警備等)

第11条 課長は、毎年度の始めにおいて、給食センターの防災及び警備の計画を作成し、教育委員会に提出しなければならない。この場合において、学校に併設されている給食センターにあつては、防災及び警備の計画の作成に当たり、当該学校長と協議するものとする。

2 職員は、課長の定めるところにより、給食センターの防災及び警備の任務を分担しなければならない。

(業務の計画)

第12条 課長は、毎年3月末日までに翌年度の業務計画を定め、教育委員会に提出しなければならない。

(業務の報告)

第13条 課長は、別に定めるところにより給食センターにおける業務の成果を教育委員会に報告しなければならない。

(事故の報告)

第14条 課長は、重大な事故が発生したときは、速やかにその状況を教育委員会に報告しなければならない。

(運営委員会)

第15条 給食センターの円滑な運営を図るため、諮問機関として、給食センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員の任期は、その職の在任中とする。

(1) 給食を受ける小・中学校長

(2) 給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者

(3) 学校医を代表する者 1人

(4) 学校薬剤師を代表する者 1人

(5) 識見を有する者 若干人

3 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

4 会長は、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 給食費の決定及び給食の経理の認定に関すること。

(2) 給食の献立方針に関すること。

(3) 学校給食に関する諸般の調査及び研究

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校給食に関し必要と認められた事項

(運営委員会の会議)

第17条 会長は、必要に応じ、運営委員会を招集し、会議の議長となる。

(献立委員会)

第18条 給食の充実を図るため、給食センターに献立委員会を置く。

2 献立委員会は、給食を受ける小・中学校長を代表する者、栄養士、学校給食主任及び給食を受ける小・中学校のPTAを代表する者をもって組織する。

(監査)

第19条 給食センターに監事を置き、給食の経理を監査する。

2 監事は、学校長及びPTAを代表する者をもって充てる。

3 監査は、年2回行うものとし、その結果を教育委員会及び運営委員会に報告するものとする。

(簿冊その他)

第20条 給食センターに次に掲げる簿冊を備え付け、整理しなければならない。

- (1) 出勤簿
- (2) 超過勤務命令簿
- (3) 休暇欠勤承認簿
- (4) 出張命令簿
- (5) 物資受払簿
- (6) 栄養摂取状況記録簿
- (7) 献立表
- (8) 業者別仕入帳
- (9) 調定簿
- (10) 領収証つづり
- (11) 給食日誌
- (12) 前各号に掲げるもののほか、管理運営に必要な簿冊

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市学校給食センター管理規則（昭和41年佐久市教育委員会規則第2号）、臼田町学校給食センター規則（昭和41年臼田町教育委員会規則第2号）、浅科村学校給食共同調理場管理規則（昭和57年浅科村教育委員会規則第1号）又は、望月町学校給食共同調理場管理運営規則（平成16年望月町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月28日教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日教委規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

令和2年度 学校給食南部センター運営委員会名簿及び役員（案）

野沢小学校長	小林 勉	会長
野沢中学校長	松島 恒志	副会長
中込中学校長	大西 孝一	献立委員長
佐久城山小学校長	金澤 正明	監事
野沢中学校PTA会長	岩波 敏彦	監事
野沢小学校PTA会長	小池 竜昇	監事
泉小学校長	宮下 聡	
岸野小学校長	柳澤 博	
中込小学校長	井上 靖子	
泉小学校PTA会長	臼田 昌樹	
岸野小学校PTA会長	伊坂 悠	
中込小学校PTA会長	内藤 正邦	
佐久城山小学校PTA会長	重田 多恵	
中込中学校PTA会長	吉沢 信也	
学校医代表	小山 武昭	
学校薬剤師代表	大森 健	
学校教育部長	小泉 茂	

<事務局>

学校給食課長	川野 敏一	
学校給食課企画院員	佐藤 俊之	
南部センター事業係長	田島 文明	
南部センター技師	永野 めぐみ	
南部センター栄養教諭	金井 良江	
南部センター栄養職員	荻原 真由美	

学校給食南部センター運営委員会 年度別役員について

平成24年度～令和7年度

役職 年度	会 長	副会長	献立委員長	監事(T)	監事(中P)	監事(小P)
平成24年度	岸野小学校長	野沢小学校長	中込小学校長	中込中学校長	野沢中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
平成25年度	野沢小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	岸野小学校長	中込中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
平成26年度	野沢中学校長	中込小学校長	泉小学校長	野沢小学校長	野沢中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
平成27年度	中込小学校長	泉小学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	中込中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長
平成28年度	泉小学校長	中込中学校長	佐久城山小学 校長	中込小学校長	野沢中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
平成29年度	中込中学校長	岸野小学校長	野沢小学校長	泉小学校長	中込中学校 PTA会長	佐久城山小学 校PTA会長
平成30年度	岸野小学校長	佐久城山小学 校長	野沢中学校長	中込中学校長	野沢中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
令和元年度	佐久城山小学 校長	野沢小学校長	中込小学校長	岸野小学校長	中込中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
令和2年度 (案)	野沢小学校長	野沢中学校長	中込中学校長	佐久城山小学 校長	野沢中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長
令和3年度 (案)	野沢中学校長	中込小学校長	泉小学校長	野沢小学校長	中込中学校 PTA会長	泉小学校 PTA会長
令和4年度 (案)	中込小学校長	泉小学校長	岸野小学校長	野沢中学校長	野沢中学校 PTA会長	佐久城山小学 校PTA会長
令和5年度 (案)	泉小学校長	中込中学校長	佐久城山小学 校長	中込小学校長	中込中学校 PTA会長	岸野小学校 PTA会長
令和6年度 (案)	中込中学校長	岸野小学校長	野沢小学校長	泉小学校長	野沢中学校 PTA会長	中込小学校 PTA会長
令和7年度 (案)	岸野小学校長	佐久城山小学 校長	野沢中学校長	中込中学校長	中込中学校 PTA会長	野沢小学校 PTA会長

6月からの給食費の納入について（案）

令和2年4月1日（小・中学校は6月1日）から佐久浅間農業協同組合の窓口振込手数料が改定され、同一店内、3万円以上の場合、1回につき330円の振込手数料がかかることとなった。

学校から給食センターへ給食を納入する場合も手数料が生じるため、令和2年6月以降の給食費の納入については下記のとおりとする。

記

給食センターからは、学校へその月の食数×給食単価を請求します。
各学校からは請求額から振込手数料の330円を除いた額を振込んでいただきます。

例) 給食センター請求額（小学校の場合）

$$10,000 \text{ 食} \times @270 \text{ 円} = 2,700,000$$

学校振込額

$$2,700,000 \text{ 円} - 330 \text{ 円 (振込手数料)} = 2,699,670 \text{ 円}$$

令和2年度 佐久市学校給食南部センター給食会計予算(案)

佐久市学校給食南部センター

令和2年度 佐久市学校給食南部センター給食会計予算

令和2年度 佐久市学校給食南部センター給食会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 159,000,000 円 と定める。

令和2年5月29日提出

佐久市教育委員会 学校給食課長 川野敏一

歳入

(単位：円)

款項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説明	
					区分	金額		
1. 給食費	1. 給食費	158,313,170	157,860,260	452,910		1. 小学校給食費	98,903,160	野沢小学校 545名×199日×270円＝29,282,850円
						(振込手数料込)		泉小学校 321名×201日×270円＝17,420,670円
								岸野小学校 177名×201日×270円＝9,605,790円
								中込小学校 355名×201日×270円＝19,265,850円
2. 給食センター給食費	1. 負担金	417,786	437,371	△19,585		2. 中学校給食費	56,139,140	野沢中学校 524名×196日×310円＝31,838,240円
						(振込手数料込)		中込中学校 390名×201日×310円＝24,300,900円
3. 繰越金	1. 繰越金	231,004	39,094	191,910		3. 給食センター給食費	1,483,040	南部センター 23名×208日×310円＝1,483,040円
								4. 過年度給食費
2. 負担金	1. 負担金	417,786	437,371	△19,585			417,786	米粉活用負担事業 佐久市(6回分) JA佐久農園(8回分) (米粉パン)
4. 雑収入	1. 雑収入	38,040	33,275	4,765			38,040	試食代・預金利子等
歳入合計		159,000,000	158,370,000	630,000				

歳出

(単位:円)

款項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節		説明
					区分	金額	
1. 事業費	1. 調理費	156,903,332	156,746,316	157,016	1. 主食費	28,172,382	野沢小学校 545名×199日×49円＝5,314,295円 泉小学校 321名×201日×49円＝3,161,529円 岸野小学校 177名×201日×49円＝1,743,273円 中込小学校 355名×201日×49円＝3,496,395円 佐久城山小学校 432名×200日×49円＝4,233,600円 野沢中学校 524名×196日×55円＝5,648,720円 中込中学校 390名×201日×55円＝4,311,450円 学校給食南部センター 23名×208日×55円＝263,120円
					2. 牛乳代	31,474,602	野沢小学校 545名×199日×57円＝6,181,935円 泉小学校 321名×201日×57円＝3,677,697円 岸野小学校 177名×201日×57円＝2,027,889円 中込小学校 355名×201日×57円＝4,067,235円 佐久城山小学校 432名×200日×57円＝4,924,800円 野沢中学校 524名×196日×57円＝5,854,128円 中込中学校 390名×201日×57円＝4,468,230円 学校給食南部センター 23名×208日×57円＝272,688円

款 項	目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	節 分		金額	説 明
					区	分		
					3. 副食費		96,878,356	野沢小学校 545名×199日×164円＝17,786,620円 泉小学校 321名×201日×164円＝10,581,444円 岸野小学校 177名×201日×164円＝5,834,628円 中込小学校 355名×201日×164円＝11,702,220円 佐久城山小学校 432名×200日×164円＝14,169,600円 野沢中学校 524名×196日×198円＝20,335,392円 中込中学校 390名×201日×198円＝15,521,220円 学校給食南部センター 23名×208日×198円＝947,232円
					4. 返還金		377,992	主食返還金(パン) 5名×68日×49円＝16,660円 (野沢小3名・泉小1名・城山小1名) 2名×68日×54円＝7,344円 (野沢中1名・中込中1名) 主食返還金(麺) 1名×12日×49円＝588円 (城山小1名) 牛乳返還金 31名×200日×57円＝353,400円 (野沢小16名・泉小3名・中込小2名・城山小1名) (野沢中7名・中込中2名) (日数は平均値にて算出)
					1. 振込手数料		27,720	7校×12月×330円＝27,720円
2. 予備費	1. 予備費	2,068,948	1,878,608	190,340	1. 予備費		2,068,948	
	歳出合計	159,000,000	158,370,000	347,356				

佐久市学校給食センター給食会計の基本事項 (令和2年度)

(根拠：佐久市学校給食センター条例施行規則)

- 1 この基本事項は、佐久市学校給食南部センター・北部センター・臼田センター・浅科センター・望月センター（以下、「給食センター」という。）に係る給食および給食費の会計に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 給食センターの行う給食は、月曜日から金曜日までの昼食時に実施するものとする。
- 3 給食費の区分は次のとおりとし、一食単価額については施行規則第16条1項に基づき、運営委員会が決定する。
 - (1) 小学生 270円
 - (2) 中学生 310円
 - (3) 職員 小学校職員と浅科給食センター職員は小学生と、中学校職員・給食センター職員（浅科センターは除く）は中学生と同額とする。
 - (4) 給食試食者 給食試食者の徴収金は、提供したメニューにより前記(1)(2)に準じるものとする。
- 4 給食費の徴収は、1食単価（日額）に当該月の給食実施総人数を乗じた額とする。
- 5 学校は、翌月分の給食実施予定を、毎月定められた提出日までに学校給食センター係長（以下、「係長」という。）に提出するものとする。
- 6 学校は、給食実施予定を提出後、行事等のため、学級・学年・学校単位で給食を受けなくなるときは、1週間以上前に【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。
- 7 インフルエンザなどによる学級閉鎖などで給食を受けなくなるときは、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
- 8 個人（児童生徒及び職員）単位の変更については、原則として連続5日以上欠食の場合、【給食人員変更届】により係長に報告するものとする。この場合、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
- 9 台風等自然災害による学校閉鎖で給食が停止となった場合の給食費は原則、徴収するものとする。
- 10 短縮日課に伴う変更については、直ちに【短縮日課変更届】により係長に報告するものとする。ただしこの場合は、配送業務の調整等が必要となることから、土・日・祝祭日を除き3日後から変更できるものとする。
- 11 毎月の人員確認は、翌月の月初めに給食センターから送付する人員表（給食連絡日誌等）で各校が確認し、それを速やかに給食センターに返送し決定する。
- 12 給食費は、11で確認された受配校の月人員に1食単価を乗じた額を、給食センターが給食費納入通知書（10日前後）により請求する。
学校は、指定日（20日前後）までに納付書により指定口座に振り込むこととする。（ただし3月分は当月納入とする。）
- 13 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 14 アレルギー対応食提供事業等に伴う返金額は、別表のとおりとする。（一食当たり単価、消費税込）

※ 上記に定めのない各センター固有の事項等については、それぞれ対応することとする。

また、各センターの対応事項は学校給食課長に届け出るものとする。

別表 (令和2年度)

区 分	牛 乳	米 飯	パ ン	ソフトめん
小 学 校	57円	22円	49円	49円
中 学 校	57円	29円	54円	55円

令和2年度 学校給食の実施内容 (案)

(学校給食の目標)

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進
- ② 食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養う
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性・共同の精神を養う
- ④ 生命及び自然を尊重する精神並びに環境保全に寄与する態度を養う
- ⑤ 食にかかわる人々の様々な活動についての理解を深め、勤労を重んじる態度を養う
- ⑥ 各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深める
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導く

1. 献立方針

- ① 令和2年度献立年間計画による献立の作成
- ② 旬の食材、旬の献立を取り入れる工夫
- ③ 毎月の食育の日(19日)の献立
- ④ 年4回の「ピンピンきらり食」の実施(6・10・12・2月)
- ⑤ 「佐久の日献立」の実施(3月9日)
- ⑥ 地場産物の活用(学校給食応援団、八百屋からの仕入れ時、産地確認)
- ⑦ 各校の希望献立を取り入れる(各1回)
- ⑧ 衛生に配慮した献立(季節・調理員の健康等も考慮し無理のない献立)
- ⑨ 試食会、センター見学会での意見要望に対しての献立への反映

2. 衛生管理・食に関する指導

- ① 定期的な食材検査(細菌類)、施設内のふきとり検査等
- ② 週に1回の食材放射能測定検査
- ③ 毎日の残菜の調査の取りまとめ
- ④ ランチタイムによる、献立研究
- ⑤ 学校訪問(全学級)による生徒・児童の給食の様子
- ⑥ 学校からの要請による「食育」

令和 2年度 献立年間計画 (案)

佐久市学校給食南部センター

月	月 目 標	献立作成のポイント	行 事 食	行事・旬の食品等	指 導 内 容	その他
4月	楽しい食事をしよう。	入学のお祝いらしい献立にする。新入生が食べやすいように調理の工夫をする。	入学祝献立 お花見献立	いちご さわら たけのこ	正しい食事のあり方 給食の決まり	
5月	バランスの良い食事をしよう。	主食・主菜・副菜のそろった家庭の見本となるようにバランスを整える。	こどもの日献立	お茶・新じゃが 初かつお ★アスパラガス	バランスのとれた食事 成長期の食事	
6月	骨や歯を丈夫にしよう。	骨や歯を丈夫にし、あごの発達を促す食品を取り入れる。	歯の衛生習慣 献立 ぴんキラ食	小魚・大豆・するめ びわ・メロン・新玉ねぎ さくらんぼ・梅 ★レタス	カルシウムの働き かむことの大切さ 梅雨時の衛生 (手あらい・身支度)	学校訪問
7月	暑さに負けない食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を多く取り入れる。	七夕献立 土用の丑献立 希望献立 (野沢小)	魚めん すいか・メロン きゅうり・トマト・なす ★玉ねぎ・レタス・ブロッコリー ★きやべつ・ミニトマト	夏休みの望ましい 食生活 暑さに負けない体をつくる。	学校訪問
8月	規則正しい食事をしよう。	暑さに負けない食品を取り入れた献立の工夫をする。夏野菜を使って、好き嫌いをなくす献立を工夫する。	夏野菜献立	かぼちゃ・ピーマン なす・冬瓜 ★玉ねぎ ★ミニトマト・じゃがいも ★きやべつ・ズッキーニ	3食の重要性 間食の役割	学校訪問
9月	朝食の大切さについて理解しよう。	季節の野菜を知る。運動量の多い月なので食事の質と量を配慮する。	十五夜献立 希望献立 (中込小)	月見団子・里芋 さんま ★ふな ★きやべつ・プルーン ★じゃがいも・りんご	朝食の大切さ 食事と運動の関係	学校訪問
10月	偏食をなくして何でも食べよう。	好き嫌いなく何でも食べることの大切さを知る。秋の味覚を取り入れた献立に配慮する。	ハロウィン献立 ぴんキラ食 希望献立 (野沢中)	かぼちゃ さつまいも・栗 ★鯉 ★きやべつ・白菜 ★かぼちゃ・りんご	偏食の害を知る バランスの良い食事	学校訪問
11月	感謝して食べよう。	食べ物を大切にする。作ってくれた方に感謝する。世界各国の料理を取り入れ献立に興味をもってもらえるように工夫する。	世界の料理の献立 希望献立 (中込中)	しめじ・大根・なめこ たら・鮭・ブロッコリー ★にじます・りんご ★ねぎ・かぼちゃ ★きやべつ・白菜・にんじん	食事を作る人への感謝の気持ち 食べ物の大切さ	学校訪問
12月	寒さに負けない食事をしよう。	冬至献立で昔の人々の生活の知恵を知る。(かぼちゃ・こんにやく)	冬至献立 ぴんキラ食 希望献立 (泉小)	かぼちゃ・ゆず こんにやく・みかん ★ねぎ・かぼちゃ ★りんご・雁食い味噌	冬の体の特性 寒さに負けない体をつくるための食品	
1月	郷土の食べ物を知ろう。	正月料理や七草がゆを知り、伝統料理を学ぶ。	七草献立 鏡開献立 希望献立 (岸野小)	せり・なすな もち ★矢島凍み豆腐 ★白菜・ねぎ ★大根 ★りんご	郷土の食品・料理、 伝統食 給食の歴史	
2月	食事と健康の関係を理解しよう。	3色のバランスの取れた献立。そしゃくの大切さを知る献立。	節分献立 ぴんキラ食 希望献立 (佐久城山小)	節分豆・いわし いちご わかさぎ ★矢島凍み豆腐	将来の健康まで考えた望ましい食生活 (生活習慣病予防の食事)	
3月	食生活の反省をしよう。	思い出に残る献立にする。進級、卒業祝らしい献立。	ひな祭献立 入試がんばれ献立 卒業祝献立 佐久の日献立	ちらし寿司・お赤飯 カツ・いよかん ★矢島凍み豆腐 ★安養寺味噌・雁食い味噌 ★＝地元食材	望ましい食生活の 実践 1年間の反省	

学校給食における食物アレルギー対応の基本（概要）

佐久市学校給食課

1 学校給食アレルギー対応食提供事業の目的

佐久市では、平成 25 年から学校給食アレルギー対応食提供事業を実施しています。この事業は、食物アレルギーを有する児童又は生徒に対しても等しく学校給食を提供し、学校生活での本人や保護者の不安、負担の解消に資することを目的としています。（佐久市学校給食アレルギー対応食供給事業実施要綱（平成 25 年 9 月 26 日教委告示第 17 号）

2 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

1) 基本方針

- ◎ 食物アレルギーを有する児童生徒にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- ◎ 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- ◎ 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とする。
- ◎ 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- ◎ 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行わない。

—「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成 27 年 3 月文部科学省—

2) 基本的実施基準

- ◎ 専門的な医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断され、医師から特定の食物に対して対応の指示があること。
- ◎ 基本的に 1 年に 1 回は受診し、評価を受けていること。
- ◎ 定期的に受診し、検査を行っていること。
- ◎ 家庭で当該原因食品の除去を行っていること。
- ◎ 対応食品については「完全除去」か「解除」のみとすること。
 - ・「完全除去」とは、食物アレルギーを有する児童生徒に対して、原因食物を完全に除くこと。
 - ・「解除」とは、原因食物の除去をやめること。

—「学校における食物アレルギー対応の手引き」平成 27 年 2 月 長野県教育委員会—

3 安全性の確保を目的とした学校給食の考え方

【弁当対応の考慮対象】

以下の(1)(2)に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

(1) 極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

ア) 調味料・だし・添加物の除去が必要

イ) 加工食品の原材料の欄外表記(注意喚起表示)の表示がある場合についても除去指示がある

(注意喚起例)

○同一工場、製造ライン使用によるもの

「本製品工場では○○(特定原材料等の名称)を含む製品を製造しています。」

○原材料の採取方法によるもの

「本製品で使用しているしらすは、えび、かきが混ざる漁法で採取しています。」

○えび、かきを捕食していることによるもの

「本製品(かまぼこ)で使用しているイトヨリダイは、えび、かきを食べています。」

ウ) 多品目の食物除去が必要, エ) 食器や調理器具の共用ができない, オ) 油の共用

ができない, カ) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

(2) 施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※ア)～カ)に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

【調味料・だし・添加物】

食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても症状誘発の原因となりにくい下記の食品については、完全除去を原則とする学校給食において、基本的に除去する必要はありません。これらについて対応が必要な児童生徒は、当該原因食物に対する重篤なアレルギーがあることを意味するため、安全な給食提供が困難な場合には、弁当対応を考慮します。

—「学校給食における食物アレルギー対応指針」平成27年3月文部科学省—

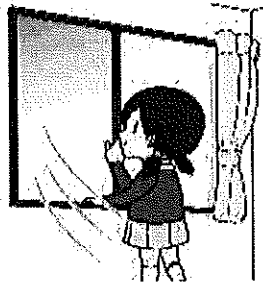
原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称：肉だんご
 原材料名：豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】

このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

インフルエンザ・^{しんがた}新型コロナウイルスなどの感染症を防ぐために
^{きゅうしょく}給食の時間 ^{じかん}に気をつけること



給食の前には、
窓をあけて、
空気を入れかえをしましょう



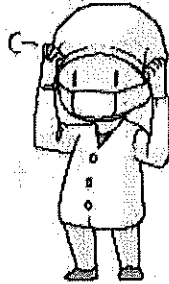
全員、せっけんで
手を
あらいましょう。



はいせん台と
つくえの上を、
きれいにふきましょう。



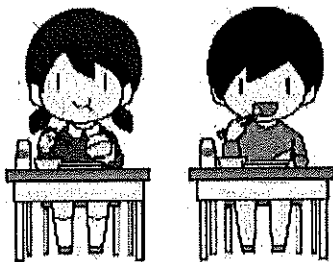
給食当番は
健康チェックを
しましょう。



給食当番はかならず
エブロン・ぼうし、
マスクをしましょう。



エブロンをつけたまま、
トイレに行っても
いけません。



前をむいて食べましょう。
(机を向かい合わせに
しません)



口をとじて食べましょう。
(おしゃべりは
ひかえましょう)



おかずをあげたり、
交換したり
しません。

ひとりひとりが心がけて、みんなで予防しましょう。